

北杜市小淵沢公民館篠原分館規約

(目的)

第1条

北杜市小淵沢公民館篠原分館（以下「この分館」という）は社会教育法第二〇条に基づき運営され、豊かな生活を求めて、個人の教養の向上、家庭生活、地域社会の改善と進展に役立つ活動を推進する事を目的とする。

(事業)

第2条 この分館は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 個人の教養と生活の向上に役立つ事。
- (2) 家庭生活の改善向上に役立つ事。
- (3) 地域の共同生活の改善向上に役立つ事。
- (4) 地域の諸団体の連絡提携と育成援助に役立つ事。
- (5) その他、目的達成に役立つ事。

(役員)

第3条 この分館に次の役員を置く。

分館長1名、副分館長1名、防火管理者1名、分館主事1名、部長4名、監事2名

(役員の仕事)

第4条 役員の仕事は次の通りとする。なお、分館広報活動は区広報担当が兼務して行う。

- (1) 分館長は分館を代表し、分館の管理、事業の企画と実践を総括する。
- (2) 副分館長は分館長を補佐し、分館長事故ある時はその代理をする。
- (3) 分館主事は分館活動の企画、分館運営及び分館会計の事務を行う。
- (4) 部長は部事業の計画と実施を総括する。
- (5) 監査委員は分館会計を監査する。

(役員を選出)

第5条 分館長は篠原区(以下「区」という)区長が兼任し、副分館長は区組長の互選により決定する。

その他の役員については、区規約第11条(3)、並びに区規約第18条(2)による。

(役員の仕事)

第6条 分館長、防火管理者の仕事は2年とし、再任を妨げない。その他の役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

(専門部)

第7条 この分館の運営を円滑に行うために、次の専門部を置く。

- (1) 文化部
- (2) 青少年育成部
- (3) 体育部

(専門部の役割)

第8条 各専門部の役割は次の通りとする。

- (1) 文化部：一般教養並びに文化活動に関する事。
- (2) 青少年育成部：青少年健全育成活動並びに家庭教育の振興に関する事。

(3) 体育部・社会体育並びにレクリエーションに関する事。

(専門部役員の構成並びに選出)

第9条 専門部役員の構成並びに選出は次の通りとする。

(1) 各部員は地域内の組より1名ずつ選出した者、また分館長の推薦する者をもって構成する。

(2) 部長、は区組長及び部員の互選により決定する。

(自主団体)

第10条 第13条4項に基づき承認された以下の団体を専門部に準じたものとみなす。

(1) 老人会 (2) 子供クラブ (3) ゲートボールクラブ (4) バレーボールクラブ (5) サロンシのほら
(分館運営委員会の構成)

第11条 分館運営委員会は、第5条で選出された役員をもって構成する。

(会議)

第12条 この分館の会議は、運営委員会並びに部会とする。

(会議の役割)

第13条 分館運営委員会は分館長が召集し、分館運営と事業計画及び実施について審議する。なお以下の事項については区役員会の議を経て総会で承認されなければならない。

(1) 分館規約及び細則の制定と改正に関する事。

(2) 役員の選出に関する事。

(3) 事業計画並びに予算、決算に関する事。

(4) 自主団体の認定と取り消しに関する事。

(5) その他分館の管理運営の重要事項について。

第14条 分館運営委員会は分館長が召集し、分館事業の運営を協議し、また各専門部事業の調整をはかる。

第15条 各専門部会は、部長が召集し、部事業の計画と実施、運営について協議し事業の実施に当る。

(施行規則)

第16条 分館の利用者は、公共心をもって利用するものとする。施設、設備の利用管理については別に定める規定による。

(会計)

第17条 この分館の経費は、補助金・その他収益金をもってあてる。

第18条 この分館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

附則 この規約は昭和59年1月1日より施行する。

平成 9年 1月22日 一部改正 通常総会にて承認

平成13年12月23日 一部改正 通常総会にて承認

平成18年 3月26日 一部改正 通常総会にて承認

平成18年 6月11日 一部改正 通常総会にて承認

平成19年 4月 1日 一部改正 通常総会にて承認

平成20年 3月30日 一部改正 通常総会にて承認

令和 3年12月12日 一部改正 臨時総会にて承認